

九州ルーテル学院大学スクール(学校)ソーシャルワーカー資格取得に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、履修規程(第4条及び第4条の2)の規定に基づき、スクール(学校)ソーシャルワーカー資格取得に関し必要な事項を定めるものとする。

(履修科目及び単位数)

第2条 授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

2 スクール(学校)ソーシャルワーカーを取得する者は、以下全てを満たす必要がある。

- (1) 大学において卒業要件を充足の上、精神保健福祉士の受験資格取得に必要な科目の単位を全て修得し、かつ、スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程認定事業の指定カリキュラムに基づき、別表1に定める科目を修得しなければならない。
- (2) 前号に定める規程を満たした後、精神保健福祉士の国家試験に合格し登録しなければならない。

(履修方法)

第3条 前項第1号に定める授業科目の履修方法は、学則並びに履修規程及び本規定の定めるところによる。

(履修要件)

第4条 スクール(学校)ソーシャルワーカーを取得するための履修要件は、学則及びスクール(学校)ソーシャルワーク教育課程認定事業に関する規程に従い所定の科目を修得しなければならない。

- 2 「学校ソーシャルワーク演習」及び「学校ソーシャルワーク実習指導」の履修については、「学校ソーシャルワーク実習」を履修する者に限る。
- 3 「学校ソーシャルワーク実習」については、3年次までに開講される精神保健福祉士受験資格取得に必要な指定科目及びスクール(学校)ソーシャルワーク教育課程指定科目の全ての単位を修得している者に限り履修することができる。
- 4 編入学者は、認めない。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、令和5年(2023年)4月1日から施行する。また、この規定は、令和5年度以降に入学した者について適用する。

別表1

区分	授 業 科 目 名	配 当 年 次	単 位 (時 間)
必修科目	教育経営学	3	2 (30時間)
	教育心理学	3	2 (30時間)
	こども家庭福祉	3	2 (30時間)
	貧困に対する支援	2	2 (30時間)
	学校ソーシャルワーク論	3	2 (30時間)
	学校ソーシャルワーク演習	4	1 (15時間)
	学校ソーシャルワーク実習指導	4	1 (15時間)
	学校ソーシャルワーク実習	4	2 (80時間)
合計			14単位